

平成14年第5回藤岡市議会定例会会議録(第1号)

平成14年12月10日(火曜日)

議事日程 第1号

平成14年12月10日(火曜日)午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 市長発言
- 第4 議会運営委員会経過報告
- 第5 諸報告
- 第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第7 議案第72号 市長の給料の特例に関する条例の制定について
- 第8 議案第73号 藤岡市水道事業給水条例の一部改正について
- 第9 議案第74号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第75号 市道路線の認定について
- 第11 議案第76号 字の区域の廃止について
- 第12 議案第77号 平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)
- 第13 議案第78号 平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 第14 議案第79号 平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第80号 平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第81号 平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議員提出議案第4号 藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議案について
- 第18 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井利明君	助役	関口敏君
収入役	堀越清君	教育長	岡田要君
企画部長	中易昌司君	総務部長	高橋寛君
市民環境部長	塚越正夫君	健康福祉部長	宇留間修次君
経済部長	荻野廣男君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	堀口寿君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員			
	木村弘君		
事務局長			

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	三事兼議事課長	田島均
課長補佐兼			
	宮澤正浩		
議事係長			

開 会 の あ い さ つ

議 長（塩原吉三君） おはようございます。議会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成14年第5回藤岡市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には年末を控え公私ともご多忙のところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。今期定例会に提案されますものは、諮問1件、議案10件、議員提出議案1件、請願3件、陳情1件であります。いずれも市民生活に直結する重要案件でございますので、慎重審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営まことに不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。

これから寒さ厳しき折、皆様にはご自愛の上、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

開 会 及 び 開 議

午前10時2分開議

議 長（塩原吉三君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成14年第5回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議 長（塩原吉三君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの10日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの10日間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議 長（塩原吉三君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番笠原史嗣君、11番斉藤千枝子君、12番坂本忠幸君を指名いたします。

第3 市長発言

議 長（塩原吉三君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 本日、平成14年第5回藤岡市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙中のところご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

長引く景気低迷により、国・地方を問わず大変厳しい財政運営が強いられておりますが、国においては来年度予算の一般会計の概算額が発表され、税収の落ち込みに対し国債費や社会保障関係費などの膨張により前年度予算を上回る見込みであります。この結果、来年度の国債発行額は今年度発行額を大幅に上回る可能性が強いと予想されております。また、小泉内閣の構造改革の柱である特殊法人等整理合理化計画の最大の焦点でありました日本道路公団等の民営化に向けて設置した審議機関、道路関係4公団民営化推進委員会の意見書が6日に提出されました。内容につきましては省略しますが、40兆円もの巨額の負債を考えますと、早急な取り組みが必要であり、今後の道路建設においては公益性や採算性の確保が求められております。藤岡市におきましても、経常経費の増加により財政構造の硬直化が進み、今後さらにこの傾向が予想されます。

こうした状況を踏まえ、全庁的に行財政改革に取り組むために主要事業・事務事業の見直しの方針として、行財政改革実施方針を策定し職員に周知したところであります。今後とも効率的な行政運営に努め、市民生活に密着した生活基盤の整備をはじめとし、少子化・高齢社会・環境問題といった諸問題に対応しなければならないと考えております。今後とも市民が明るく元気に暮らしていける藤岡市の建設のために議員各位の格別なるご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本議会にご提案申し上げましたものは、平成14年度各事業の補正予算等、いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長(塩原吉三君) 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長青木寛君の登壇を願います。

(議会運営委員会委員長 青木 寛君登壇)

議会運営委員会委員長(青木 寛君) ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告申を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により12月6日委員会を開催し、本日招集となりました平成14年第5回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきまして、今定例会に提案されますものは、諮問1件、議案10件、請願3件、陳情1件、議員提出議案1件であります。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第6、諮問第2号から日程第17、議員提出議案第14号までの12件につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第18、請願・陳情につきましては、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、12月16日、議事日程(第2号)一般質問は12名の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日から19日までの10日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、請願・陳情の付託まで行い、12月11日から15日まで休会とし、この間において常任委員会を開催し、請願・陳情の審査を願います。12月16日と12月17日は本会議を開き一般質問を行い、12月18日は休会、12月19日に本会議を開いて請願・陳情に対する委員長報告を願ひ、質疑、討論、採決をして、今定例会を閉会することに決定いたしました。

次に、休会中の委員会の日程について申し上げます。12月11日、総務常任委員会を午前10時から、経済建設常任委員会を午後1時30分から、12月12日、教務厚生常任委員会を午前10時から第2委員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長(塩原吉三君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長(塩原吉三君) 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(青柳孝之君) 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成14年度8月、9月、10月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、今期定例会に提出されるものは諮問1件、議案10件、議員提出議案1件、請願3件、陳情1件でございます。

次に、去る9月議会で可決されました議員提出議案第3号道路整備についての意見書につきましては、内閣総理大臣をはじめ関係機関に提出いたしました。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りいたしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（塩原吉三君） 日程第6、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の推薦について前橋地方法務局から依頼があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

広瀬雅敏氏は、藤岡市岡之郷に居住されており、昭和20年生まれの57歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和41年に埼玉県の新橋工業高等専門学校卒業後、大本山高尾山薬王院有喜寺へ入山、修行の後、実家である観音寺の副住職となり、昭和45年には金剛山円満寺の住職に就かれ、現在に至っております。その間、社会福祉法人清流会神流保育園副園長、さらに園長を歴任され、また、平成11年には群馬県保育協議会施設長文科会長に就任され、現在も活躍されています。

こうした仕事柄からも、地域住民と深くかかわりながら、各方面にわたって地域福祉にご尽力されており、地域からの信望も厚く、社会実情にも精通しており、人権擁護委員として適任と思われまます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、諮問第2号は異議ない旨回答することに決定いたしました。

第7 議案第72号 市長の給料の特例に関する条例の制定について

議長(塩原吉三君) 日程第7、議案第72号市長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第72号市長の給料の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

去る10月31日逮捕、11月20日に起訴処分の決定が下された職員の贈収賄事件は、行政の信頼を最も失墜させる職務に関係した贈収賄事件であります。今回の事件に関しましては、市民をはじめ議員の皆様には大変ご迷惑をおかけし、まことに申しわけなく、改めてお詫び申し上げます。市民に対する行政責任を明かにするとともに、市長としての姿勢を明確に示し、市民から市の行政を預かる責任者として責任の一端を果たしたいと考え、上程させていただいたものでございます。

以上、簡単ではありますが、議員各位のご理解をいただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

反町清君。

5番(反町 清君) それでは、議案第72号についてご質問いたします。

こういった職員の不祥事が起きるたびに自治体の首長が必ず責任をとって、給与をカットするというのがどの自治体でもとられているような形に思います。藤岡市でも市長が

今年新任になりまして、財政の非常事態宣言ということで、これから藤岡市を改革しなくてはならないと意気に燃えて立ち上がったところを、またこういった市民の信頼を失墜するような事件が起きてしまった。これは、市長一人の責任ではないと私は考えております。そこで、やはりこれは市長が5%、10%給与をカットしても職員が市民の公僕としての意識の高揚を図らなければ、いつになってもこういう事件はなくなれないと思います。今後これら諸問題を解決していくのには、やはり執行部・議会・職員が一丸となって市民生活の向上のために改革していかななくてはならないこの時期にこういう不祥事が起きました。そこで、市長のトップとしてのこれから職員に対する綱紀の肅正をどのように行っていくのか。また、こういった5%カットという形を決めるまでに職員にどのような形で綱紀肅正を図ってきたのかお聞きして質問いたします。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいまの反町議員からのご指摘は大変重要なことだというふうに私も思っております。この5%削減につきまして、私なりに悩んだ末、幹部の職員とも相談しました。その前に、職員に対する綱紀肅正の徹底のために文書での通達、そして全員を集めた話、こういうことを踏まえまして、さらに職員の間でどうしたら今後こういう事件が二度と起きないようにできるのか、各部署、特に公共事業を扱う部署においては職員間で話し合いを持ってもらいました。そういう中であって、ある部では外からのお客さんが立ち入れる区域が制限されているとか、一人では会わないとか、そういうことが改革として実現されてきております。この職員の皆さんがいろいろなことをそういうふうに相談してもらうことが一番大事なのだ。そのために、私のこの5%削減を契機として職員の皆さんがまた新規心を新たにして、こういうことが二度と起きないように職員間できちっと話してもらおう機会になればというふうに考えております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 議案第72号で不祥事に対する責任ということで新井市長が5%の3カ月間のカットをされたということは、あの事件に対する一定の市民の理解を得られるのではなからうかと私は思っています。これが5%がいいのか、10%がいいのかということは別としまして、ただ、今、反町議員の方からも指摘があったように、この不祥事は極めてある部分では構造的な問題を含んでいると私は認識しているわけです。というのは、2年ほど前に私はこの贈収賄が発生するであろうということを一般論と言いながら予告したことがございます。今度の一般質問で公文書の取り扱いについて詳しく触れますけれども、当時の前任者の市長から私に対する陳謝と抗議文が私に送られてきました。これは公印が

押されたものであります。その中で、私は一般論と言いながら、公共工事等によって予定価格が漏えいしている、各自治体ではそういうことが頻繁に見られる、私自身もかつて30年前にそういうような経験をしたということを一般論として言ったのですが、それに対して当時の前任者は、職員の間から大多数の私に対する批判が出ている、そんなことは絶対ないのだということを公文書として私のところへ送りつけてきた。

しかし、現在このようにまったく私が指摘したことが現実起きて、予定価格漏えい、あるいは業者との癒着が行われて警察にお世話になって、またまた藤岡市で事件が起きている。最近は、「またまた」と言いませんね。「よく出ますね。いつも出ますね。」というようなことを市外の方から私どもは指摘をされて恥ずかしい思いをしているのです。市長だけが、そういう形で責任をとるのではなくて、そこには監督責任のある直属の上司がいたわけでありまして。その人たちの責任をどのように考えているのか。執行部はどのように考えて処分するのか。その辺のところをひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいまの三好議員からのご指摘でございますが、直属の上司をどのように処分するのかということを含めまして、これは時間的にも大分以前の話でもあります。今の体制をこの7月からつくりました。そういう中であって、今度の事件としますと個人的な事件でございます。ただ、市民からは市役所そのものを温床の事件というふうに多分見ていると考えました。そこで、市の責任者としての私の責任において、私の給料の削減ということで市民の皆さんに対する責任の一端を示したい。直属の上司ということではなく、責任者としての判断というふうにご理解をいただきたい、このように考えております。

議長（塩原吉三君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 新井市長も就任されて、自分の人事によって行われた中から不祥事が発生したのではないということは私も理解しております。これは、前任者の段階での不祥事です。しかし、その責任をとるべき前任者はここにいらっしゃいませんので、今後これから発生するこのような不祥事につきましては、当然新井市長が全責任を負わなければならないということになるのかと思います。また、今度このようなことが発生した場合には、厳しい処断を内部でしていただかなければ市民は納得しない、そう思いますので、老婆心ながら私の提言として、質問を終わります。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

青柳正敏君。

1 4 番（青柳正敏君） 議案第72号の市長責任というような中での市長が減俸ということでありますけれども、私はこの責任のあり方というものについて、やはりもう少ししっかりとし

たものが必要ではないかというふうに思います。前の質問者も申しましたが、市長が市の行政においては確かにトップとしての責任はあることはだれも承知のとおりでありますけれども、前任者の任期中に起きた事件ということ、また、それぞれ部・課というような中での組織の中でこの行政が執行されているという中において、やはりその時々の上司の責任というものもやはり正していかなければいけないのではというふうに思うわけです。こういった問題が起きたときに、課長の責任だからとか、係長の責任だからとか、そういう中で上司が横を向いているというようなことは許されるものではないというふうに思います。

以前に、土地区画整理事業という中でのこともありました。課長決裁だろうと何だろうと、最終的な責任はやはり市長にあるものですが、そういった組織の中でこの藤岡市行政が動いているというふうに私は思います。そういったときに、何でも悪いことがあれば市長である、そういうことであれば職員一人一人が公僕という中で働くといった意義というものを見失ってしまうのではないかというふうに思います。やはり上司責任というものをしっかりととるべきだというふうに思いますけれども、市長の考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいま青柳議員から大変重要なお指摘をいただいておりますが、直属上司の責任ということでございますが、今の私の考えは今後起こさないために職員の皆さんにそういう気持ちを理解してもらいたいということで5%の削減をした。ですから、直属の上司を例えばどういう形で処分を下すかというのは別にしまして、私が責任をとらせるということの前に、市として市民に対する責任をいかに信頼回復のために今後進めていくのか、このことを職員みんな考えて進めていきたい。そのために、契機となればよいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 青柳正敏君。

1 4 番（青柳正敏君） 市長の考えはわからないでもないのですが、やはり今後こういったことが起きないようにということが一番大切なことでもありますけれども、信頼回復、また、職員の緊張感を持って職務に当たっていただくという中において、それぞれがお互い藤岡市という名のもとに動いているわけですので、そういった連帯という責任というものはしっかりしていないと、職員それぞれが緊張感というものがなくなってしまうのではないかというふうに私は強く思うわけでありまして、今回のことにつきまして、これ以上どうこう言うのも何かと思いますが、今後このようなことが起きた場合においては責任というものは市長一人で済ませるものではないというふうに思いますので、こういったことをしっ

かりと職員にも自覚してもらい、藤岡市の名前を汚さないように毎日の業務に励んでいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議 長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第72号 市長の給料の特例に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（塩原吉三君） 起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第73号 藤岡市水道事業給水条例の一部改正について

議 長（塩原吉三君） 日程第8、議案第73号藤岡市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） 議案第73号藤岡市水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正案は、貯水槽水道の衛生管理を強化するため、水道事業者及び貯水槽設置者双方の責任を定めるよう水道法が平成13年6月26日に改正されましたので、本条例の一部を改正し平成15年4月1日より施行するものであります。

以上、簡単であります、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第73号藤岡市水道事業給水条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第74号 工事請負契約の締結について

議長（塩原吉三君） 日程第9、議案第74号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） 議案第74号公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

本下水道工事は、北藤岡駅周辺土地区画整理事業関連事業として実施するものであります。工事の内容といたしましては、直径80センチメートルのヒューム管により延長319.6メートルを推進工法で工事を行うものでございます。工事は、去る11月14日に入札を行ったところ、1億5,750万円で井上工業株式会社が落札いたしました。なお、仮契約につきましては、落札価格に基づき11月14日に締結しております。

以上、簡単でございますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

針谷賢一君。

17番（針谷賢一君） 区画整理の区域内に、平成17年度ぐらいにはこの下水道工事が入ってくわけて、今のところ非常に順調に進んでいるという気がいたします。そこで、ちょっとお聞きしたいのですが、国道17号線を今、推進工法で掘削する工事で、たしか国道17号線の下は市内業者が請け負っていると思うのですが、こっちはJR高崎線なのですけれども、国道とJR高崎線の推進工法について何か大きな違いがあるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

議長（塩原吉三君） 上下水道部長。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） お答えいたします。

国道17号線の下につきましては、今現在253メートル、塚本工務店で平成15年2月28日までの工期で実施しております。推進工法には変わりませんが、今回ご提案申し上げております工事にきましては、JRの下、軌道の下ということでございます。そういうことで、工法については全く同じでございます。そのかわり、軌道の下となりますと、JRとの協議が非常に難しゅうございます。違いについてはそういうことでございます。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

17番（針谷賢一君） 工法が同じような工法ならば、市内業者でどうしてもできないのか、そんな気がするのですけれども、JRとの協議が大変難しいということですか。厳しい何かがあるのですか。その辺をおかせ願えればと思います。

議長（塩原吉三君） 上下水道部長。

上下水道部長（堀口 寿君） お答え申し上げます。

協議につきましては、通信とか、軌道とか、いろいろなJRの方の立ち会いが必要でござ

ざいます。また、JRの方へ行って打ち合わせということでございます。言葉はちょっとあれなのですが、特認業者ということでございます。今現在やっている国道17号線の下の業者につきましては、特認業者ではないというふうに理解をしています。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

17番（針谷賢一君） 特認業者ということで、大変難しい工法かと理解しておりますけれども、いずれにいたしましても、できれば市内業者を育成の意味でもできるだけ推薦していただきたいという気がいたします。

以上です。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） 今の議案第74号の件なのですけれども、10月1日に入札改革が行われまして、新たな形の中で今回1億5,000万円という中でありましたけれども、今、特認業者というふうに言いましたけれども、いわゆる指名した業者と金額を、まず、すべて言っていて、第1回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 上下水道部長。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） お答えいたします。

指名業者につきましては8社でございます。11月14日に入札してございます。予定価格につきましては1億5,270万円でございます。入札につきましては1億5,000万円でございます。消費税が入って1億7,550万円ということでございます。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） 今、私が言ったことの中で、予定価格は1億5,270万円ということでもわかりましたけれども、8社の入札価格といいますが、1億5,270万円という中で、先ほどの針谷議員の質問の特認業者というふうにありますけれども、県内は井上工業、そのほかの7社というのはどういう業者が幾らの価格で応札に応じてきたのか。ついであるので、こういうものに関しては、例えば積算根拠というか、そういうものもきちっとした中で出しているのかどうか。といいますのは、推進工法といいますが今、塚本工務店さんが国道17号線の下でやられている。本来推進工法であれば、国道の下をきちっとした中で端から端までをトンネルをつくっていただけですから、当然ながら市内の藤岡市の業者であっていいのではないかと。何もJRだから特別なあれがあると、そういうものというのは単純に考えてもおかしいのではないかと。軌道がどうのこうのという面もある

のでしょうけれども、特認業者が幾らで応札しているのかを明確にお答え願いたいと思うのです。

議長（塩原吉三君） 上下水道部長。

上下水道部長（堀口 寿君） お答えいたします。

価格については、ちょっと手元にございませんで、指名の業者のみをさせていただきます。井上工業株式会社、鹿島建設、清水建設、戸田建設、前田建設工業、奥村組、熊谷組、間組。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 上下水道部長の方で金額が手元にないということで、私の方で金額を承知しておりますので、ここで申し上げます。

井上工業は1億5,000万円で、ご承知のとおりであります。鹿島建設1億5,070万円、清水建設1億5,150万円、戸田建設1億5,100万円、前田建設1億5,150万円、奥村組1億5,050万円、熊谷組1億5,200万円、間組1億5,170万円。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 今の答弁で、非常に明確に1億5,000万円以上で予定価格の270万円の中に30万円から50万円単位で刻んで8社が入ってくるわけですね。こういった中で、全部都内の大手ゼネコンを指名していますけれども、本来塚本工務店であるとか、市内の業者にも当然特認業者があるのではないかというふうに考えます。その特認業者というのは、例えば佐田建設も県内にはあるでしょうし、そういった中で特認業者というのが何社実際に登録されているのか。それと、本来319メートルの中の、いわゆる線路の部分などというのはわずかな距離ではないですか。

こういった中で、先ほどの針谷議員ではありませんけれども、市内の塚本工務店が国道17号線の下ができるとかであるならば、当然分離したりした中で当然藤岡市の税金を使っているわけですから、市内業者にそういう配慮が見えないというのは入札改革というものが実際には指名するサイドの事務的な都合によってほとんど改革の意をなしていないような気がしますけれども、この入札率などは97%前後でしょう。しかもJRの下と言ってもほんのわずかな距離ですよ。なぜそういったものが分割してできないのか。指名の中で特認業者を選んだ理由、なぜ分割できなかったのか、市内業者がどうして入れなかったのか、この3点をぜひ明確な答弁をしてください。

議長（塩原吉三君） 上下水道部長。

上下水道部長（堀口 寿君） お答えいたします。

分割についてでございますが、見たとおり軌道下については数メートルということでございます。今、推進工法でやっていますのは7メートル下ぐらいの所を推進しています。そうしますと、推進工法でございますので、推進管を300トンのジャッキで下ろします。そのときに縦坑を掘ります。縦坑を掘るのは、ある程度期間がかかります。JRの区間だけというところかなり費用がかかります。そういうことで、一括ということで普通の道路と軌道下を一括に発注したということでございます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（高橋 寛君） 工事発注につきましては、先ほど上下水道部長の方で答弁をしたとおりであります。それから、特認業者は県内に何社あるかということでございますが、市内にはございません。県内が13社です。

以上です。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第74号工事請負契約の締結について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第75号 市道路線の認定について

議長（塩原吉三君） 日程第10、議案第75号市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第75号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の認定は、1件3路線でございます。市道2487号線、市道4657号線及び市道6677号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき市が寄付を受けた道路であります。

以上、1件3路線を管理していくに当たり、路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 路線番号6677について1点お伺いします。

藤岡市の認定道路、いわゆる市道として受け入れるということだと思っておりますが、受け入れ基準について具体的に側溝と舗装、幅員について、この3点をお知らせ願いたいと思います。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えさせていただきます。

市道6677号線の関係だと思っております。この受け入れについては、藤岡市道路受け入れ基準の第3条の特例でございます。これにつきましては、6メートルの幅員でございます。一部舗装がしてあるわけですが、砂利道でございます。この特例といいますと、現在は昭和62年線引き以前に位置指定をとった道路につきましては4メートル以上、戸数が4軒以上ということで、境界等が確認できる等いろいろございますけれども、この道路につきましては昭和61年11月7日に位置指定をとってございます。そういうことで、特例規定の方で市道の認定をしていただきたいというふうに思います。よろしく願います。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第75号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第76号 字の区域の廃止について

議長(塩原吉三君) 日程第11、議案第76号字の区域の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第76号字の区域の廃止についてご説明申し上げます。

中地内、ららん藤岡の北側において組合施工による土地区画整理事業4.8ヘクタールが皆様のご理解とご協力を得て順調に進捗しております。現状においては、事業区域内に沖、社宮司、東田、廣町の四つの字が存在し、筆界に沿ってそれぞれの字界があります。土地区画整理事業においては、区域内の筆を整形に換地し、新たな地番を付することになります。したがって、従来の字界を廃止し、換地にあわせて字界を変更することとなりますが、統一性のある簡便な地籍管理のため、区域内の字及び字界を廃止するものであります。なお、区域外の字界は従前のとおりであり、施工地区区域界が変更後の字界となることを申し添えます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第76号字の区域の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第77号 平成14年度藤岡市一般会計補正予算（第2号）

議 長（塩原吉三君） 日程第12、議案第77号平成14年度藤岡市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 議案第77号平成14年度藤岡市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり、歳入歳出それぞれ1億9,229万円を追加し、206億7,441万1,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、今回の補正を含め2.1%の伸びとなっております。

次に、第2条の債務負担行為であります。第2表のとおり、変更として収蔵庫建設事

業費の1件であります。

次に、第3条の地方債であります。第3表のとおり、変更として塵芥車購入事業ほか3件であります。

なお、細部については助役より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 助役。

（助役 関口 敏君登壇）

助役（関口 敏君） 引き続きまして、事項別明細について歳出から主なものをご説明申し上げます。

最初に、第2款総務費では、第1項総務管理費、第5目文書管理費の郵便料で800万円を追加。次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費、第8目高齢対策費の介護保険事業勘定特別会計繰出金で2,041万1,000円、第10目老人福祉センター管理費の給水・給湯配管工事で710万円をそれぞれ追加。第3項生活保護費、第2目扶助費の生活保護扶助費で3,904万4,000円の追加。次に、第6款農林水産業費では、第1項農業費、第4目農業振興費の輸入急増農産物対応特別対策事業補助金等で1,253万2,000円、第7目土地改良費の土地改良事業で791万1,000円をそれぞれ追加。次に、第8款土木費では、第2項道路橋梁費、第2目道路維持費の市道維持補修工事等で2,429万6,000円、第3目道路新設改良費の舗装新設工事で600万円をそれぞれ追加。次に、第10款教育費では、第6項社会教育費、第6目公民館費の藤岡公民館空調設備改修工事等で4,734万2,000円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の主なものを申し上げます。第8款地方交付税では地方交付税で1億1,694万7,000円を追加。次に、第12款国庫支出金では、第1項国庫負担金で2,991万8,000円、第2項国庫補助金で1,686万6,000円をそれぞれ追加。次に、第13款県支出金では、第2項県補助金で1,592万3,000円を追加、第3項委託金で8万円を減額。次に、第19款市債では、塵芥車購入事業債ほか3件で950万円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

8番（佐藤 淳君） 一般会計の補正予算について何点が質問させていただきます。

まず、28ページ、文書管理費の通信運搬費の郵便料800万円、これは平成13年度の決算でいきますと2,534万7,000円ほどです。当初予算で2,000万円組ん

でいるのですけれども、なぜ800万円増額しなければならなかったのか。それと、当然こういった経常経費については、前年度の実績とか過去3年間の実績という中できちんと当初予算で計上してくると思うのです。その辺についても答弁願います。

それから、その下の財産管理費、12節役務費の通信運搬費の電話料、これは平成13年度の決算と当初予算でおおむね同じなのですけれども、今回161万7,000円、約3割近くの増なのですけれども、この辺についての原因と伺いますが、その辺についても答弁をお願いいたします。

それから、31ページ、3款民生費の扶助費、生活保護扶助費の3,900万円ほどの増額の明細をお知らせください。

それから、次の32ページ、4款衛生費、塵芥処理費の600万円、いわゆる地方債と一般財源をそっくり600万円入れかえたのですけれども、なぜこういうことをしたのか。この辺について答弁をお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

28ページの文書管理費800万円の計上をお願いしている件であります。この理由といたしましては、議員がおっしゃいますように前年度実績をもって予算を計上させていただき、予定でありましたけれども、当初で2,000万円の計上といたしまして、今回800万円をこの3月末までを一応見込みまして計上させていただいた、ということとありますので、ご理解をお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

28ページの通信運搬費につきましては、イントラ回線の電話料の増によるものでございます。次に、32ページの塵芥車の購入事業債の関係でございますけれども、当初予算では一般財源が厳しい状況でありますので、600万円の起債を予定いたしました。しかし、その後の財源の見直しの中で、この起債につきましては償還に対する地方交付税措置のないものであることや地方債の借入額を少しでも少なくするため、また、将来の財政負担を極力軽減する必要があることから、600万円につきましては借り入れを行わないで一般財源で対応することとしたものでございます。なお、平成14年度の地方債につきましては、この起債以外はすべて交付税措置がされるものでございます。また、なぜ当初予算に実績に応じた金額を計上しないかということにつきましては、当初予算の編成時ではいろいろな財源が厳しいもので、極力抑えております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） ご質問のありました関係につきまして回答させていただきます。

まず、扶助費の関係でございますが、最近の保護動向を申し上げますと、保護率につきましては昨年度が1.9%から2.2%という形の中で2%の推移がございます。そうした中におきまして、本年度におきましては2.3%から2.5%の保護率という形の中で推移し、増加しております。そうした中におきまして、今後保護率についても2.6%になろうかと考えられます。今回補正させていただきました関係につきましては、まず、特に増えておりますのが生活扶助の関係でございます。当初が132人の見積もりをしておりました。そうした中におきまして、先ほど申したように保護率が上がりまして、生活扶助が156人、24人の増で、金額にいたしまして1,599万6,540円、そのほかに医療扶助が同様に増えておきまして、当初見込みが137人、医療扶助が161人の同人の24人の増ということで、金額にいたしまして2,304万6,792円、合計いたしまして3,904万3,332円ということで今回補正させていただきました。ケースにおきましては、一番多いのがやはり世帯主の傷病関係が一番多くなっております。そのほかに働く方の収入減、また、老年による収入減、そのような形の中で増えております。

以上です。

議長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 電話の関係は、回線を一つ増やしたということで理解できましたけれども、郵便料は前年度実績とか3カ年の実績とかという中で当然計上すべきものだと思うのです。それほど大幅に、この庁舎内から出ていく郵便物とか何か毎年毎年大きく変動するわけがありませんから、当然計上するべきなのに当初予算で平成13年度の決算と比べても500万円近く下げた金額を当初予算にのせておいて、ちょっと経常経費が増えて全体の予算の中でその部分もかなり細かなことなのですけれども、財政課長の方で随分テクニックを使ったというか、ご苦労をなさったというか、いろいろその辺は理解できるのですけれども、いずれにしても郵便物を出さないわけにはいかないのですから、電話料も払わないわけにはいかないのですから、当初予算の中で前年実績とか過去の3年間の実績とかのところできちんと当初予算の中で計上してください。

それから、塵芥処理費の部分については、企画部長の方から交付税の関係を全部答弁してもらったので、おおむね納得できるのですけれども、民生費の扶助費の関係が、私は勉強不足でちょっとよく理解できないのですけれども、その辺の保護率の関係については0.何%か上がったということなのだけれども、それは当初予算の中で既に平成13年度の決

算ベースよりも1,730万円ほど増やして計上しているわけですね。これは、制度が変わって保護率が高くなったから当然増えるだろうというところで増やしたのではないかというふうに私は理解しているのです。それから、対象者が24人増えて1,600万円ほどの増とか、あるいは医療補助の関係が2,300万円ということなのですけれども、補助をしてやる基準というのですか、例えば財産があったり収入がある人には当然その補助をしてやらないわけですから、その辺はどの辺で線を引いているのですか。

私、勉強不足で本当に申しわけないのですけれども、正直な話を申し上げまして、この議案をもらって事前に担当部の方へ電話をしたところ、例えばリストラに遭って全く収入がありません。仮にその方が病気になりました。けれども、車を持っていれば車があるのだから、車を売ってそのお金で医療を受けてください。それすらもできない人に対してこういった保護をしているのだということだったのですけれども、そういった方がこうやって増えていく。医療費も増えていく。非常に厳しい時代というか、それをまさに象徴しているのだと思うのですけれども、市民がここまでいく前に当然公として何らかのいろいろな策を講じていかなければならないのかという気がするのです。これは補正の金額の数字とは直接関係ないのですけれども、ちょっと関連があるので。そういったことに対して、執行部はどういうふうに考えていますか。その辺について答弁していただけますか。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 2回目のご質問に対しまして回答させていただきます。

先ほど議員の方からご指摘のありました担当課から聞いた関係もございしますが、まず、生活保護を受ける方に対しましての指導というのですか、当然生活保護をする以前に自立をさせるということをご指導していかなければならないという点がございします。そういった中で、生活保護を受ける方に対しましての運営方針といいますか、それらにつきましては当然個別処遇の関係の充実という形が考えられます。そうした中におきまして、相談される際に実態把握をする。また、医療扶助適正実施のための病状把握、そのほか就労指導等に当然努めていかなければならない。また、各地区にあります民生委員、その他の関係機関との連絡を密にとりまして個別の処遇を図っていかなければならない。また、生活保護を開始する前に、まず本人の就労意識というものを持たせなければなりません。そのほかにも当然制度的に合致するものであればそちらの方を優先させてやる。

また、当然自立を促すという形の中で、病状の関係とか、母子家庭で病弱であるとか、ケース・バイ・ケースの中でございしますが、それでもどうしてもだめだという場合につきましては最終的には生活保護という形の中で開始させていただいております。また、その場合につきましては、まず、年齢的な関係もございします。高齢者でどうしても病弱である者に対して就労を促してもなかなか難しい面もございします。ですから、そういう面では加

年齢層の方たちの稼働能力の実態把握に努めまして、就労指導や自立更生計画の樹立に努めさせていただいております。また、高齢者の方たちにつきましても、当然生活保護を受ける前に、介護保険制度なり、ホームヘルパー等の活動を図るよう促しております、それらの処遇についても自立を図るよう努めてまいっているところでございます。

以上でございます。

議 長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） いろいろ説明をしていただきましたけれども、こういった状況になる前に介護保険とか、いろいろな関係があると思うのですけれども、いわゆる人間が尊厳を持って生きていくためにどうしても最後の部分ですよね。それに対して、当然公がこういうことに対してお金を出しているのでしょうかけれども、そういったところへいく前に何らかのいろいろな細かな施策があると思うのです。ここで出すお金ばかりではなくて、それ以前のところにもきちんと何らかの手当てをしていくということも真剣に考えていかなければいけないと思うのです。この関係なのですけれども、今後執行部側はこれがまだ右肩上がりです。こういったペースで増えていくという認識を持っているのでしょうか。それと、先ほど申し上げたように、それ以前の段階で何とか手が打てるものは手を打っていかなければいけないというふうに私は考えていますので、その辺のお考えについてもきちんとした考え方があればお聞かせいただければというふうに思います。

議 長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） ただいまのご質問にお答えします。

生活保護を受けるような実態にならないように市として考えよということだと思いますが、まさしくそのとおりだと思います。今後企業誘致、さらには今、リストラに遭ってしまった企業に対しても私は再雇用をお願いした経緯もあります。そういったことを含めて、生活保護を受けないような実態づくりというものは今後やっていかなければいけないと思っております。見通しとしましては、こういう景気ですと若干まだ微増なのかというふうに推測はしております。

以上でございます。

議 長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

青柳正敏君。

1 4 番（青柳正敏君） 私は、歳入の面で1点お聞かせ願いたいというふうに思います。

市におきましては、市税の特別滞納対策というような中で特別徴収班をつくってご尽力いただいているというようなことで、12月2日から第2回のそういった行動がとられているというふうに伺っております。そういう中で、まず、第1回で7月にそういったこと

が係長以上の職員によって行われたということで聞いておりますけれども、その際の成績ですか、こういった成果が数字としてあらわれているのか。また、そのときに大変なご苦勞の中で、それぞれの担当部署の仕事もあったとは思いますが、班によってかなりの徴収に対してのばらつきがあったというふうにも聞いております。こういったばらつきというのがどういった原因で発生しているのか。できるだけ納税の義務、また、公平・平等といった観点から、市民の方にも理解をいただいた中で納税に協力してもらおうということだというふうに理解しておりますけれども、社会情勢が大変な中でこういったことを職員の皆さんには大変なご苦勞の中でしていただいているわけですが、特に班によってのばらつきという点についてお聞かせいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 市税の特別対策についてご説明申し上げます。

まず、議員ご質問の第1回目でございますが、今年の9月24日から30日の1週間滞納整理をさせていただきました。この滞納整理につきましては、出先機関を除く係長職以上の職員122人、61班体制で平日の夜間と土曜・日曜に滞納者宅へ訪問徴収をしたわけでございます。その中で、まず、成果としますと、第1回目の成果でございますが、実績としまして9月末日でございますが、189件で425万6,800円の徴収がありました。続きまして、第2回目でございますが、今年の12月1日から27日、約1カ月でございますが、1,821人の滞納者の家に伺うわけでございますけれども、12月9日現在では255万1,300円の徴収をしているところでございます。市税特別対策につきましては、対策本部長を助役にいただきまして、税務課としまして藤岡市税の滞納整理の実施方針等を決めて滞納対策をしておるわけでございますが、滞納対策をしますと議員方のところへまたご相談に行かれる市民もあると思っておりますが、またご指導をしていただければと思います。

それと、ばらつきがあるという問題でございますが、職員の中で税務の経験のない職員がいますと、なかなかその中で対応が難しいというところもあるわけございまして、慣れている職員と2人で組むようにはしておりますけれども、経験のない職員につきましてはなかなか難しい。また、こういう社会情勢の中で各市民も厳しいわけでございますので、そういう中で徴収をしていくというのは非常に至難のわざでございます。今後も年3回ぐらい特別対策をしていきたいというふうに思っております。職員一丸となって成果の上がる指導を今後していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（塩原吉三君） 青柳正敏君。

- 1 4 番（青柳正敏君） 現在第2回の特別徴収が行われているということでもあります。こういった大変な中で納税ということがあり、また、そういったことが予算に関係してくるわけであり、すけれども、今、平成15年度事業、また、予算等のヒアリングが進んでいるというふうに思いますけれども、どうか税の効果が十分に市民に還元されるという立派な計画をつくっていただきたいというふうに思います。第2回の特別徴収という中で、職員の皆さんには大変ご苦勞をいただいているわけであり、寒くなってきました。これからは健康、また、年末になりますとどうしても防犯というようなことにも十分に気をつけていかなければならないというふうに思います。そういったことにも十分注意をされた中で、納税というものに協力をいただくという行動をしっかりととっていただき、また、それが反映される市政を執行していただきたいというふうをお願いをして、終わります。

議長（塩原吉三君） 冬木一俊君。

- 3 番（冬木一俊君） 議案第77号について質問させていただきます。

32ページの第4款衛生費、第3目清掃センター管理費、第19節負担金補助及び交付金というところで、清掃センター周辺5地区環境推進委員会補助金ということで25万円ほど計上されていますが、今回計上された経緯をお教えいただきたいとします。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

清掃センターの周辺5地区の環境推進委員会補助金25万円ということでございますが、清掃センターにおきましては長い間三本木地域でお世話になっておりまして、その当時地元地域と周辺5地区という地域が分かれておったわけでございます。その中で、今まで清掃センターにおきましては老朽化をしている中で周辺5地区の方が煙が来たり、臭いが来たりという中で、非常にごみに対する認識が比較的できていなかったという意味もありまして、今回たまたま新町のごみを受け入れるという状況の中で、どうしても周辺5地区の方に今までの経緯の中でごみの認識をいただくということで補助金を支出するものでございます。これは、周辺5地区の長い間の懸案でありまして、市としましても何とか周辺地区の方々にご理解をいただいて、今までの清掃センターではないというものを認識いただいて、新町のごみを万全の体制で受け入れたいということがありまして、今回25万円の支出をさせていただくということでございます。よろしくお願いたします。

議長（塩原吉三君） 冬木一俊君。

- 3 番（冬木一俊君） そうしますと、新町の可燃ごみを受け入れることによりまして、周辺5地区25万円ということでございますよね。そうすると、清掃センターの所在地でございま

す三本木地区に対しては35万円ということで補助金が出されております。そこで、お聞きいたしますが、この補助金の性格上、来年度から原則として補助金並びに交付金を5%ずつ3回にかけてカットというところを市長方針にございます行財政改革ということで我々議員にも説明がありました。この問題については、どのようにとられているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

まず、三本木地区でお世話になっています清掃センターでございまして、地元住民の地域に35万円ということで、今回補助金のカットの対象にならなかったということでございます。そういう中で、周辺5地区の問題もありますし、当然地元三本木地区の補助金の問題、こういうものを今後どうするという問題かと思うのですが、私ども担当部としますと、この地域につきましては特別といいますか、地域の清掃で大変お世話になっている地域だという認識を持っております。こういう中で、当然藤岡市の財政状況もあるわけですが、担当部としますと引き続いて今の補助金の中でお願いできればというふうに思っておるわけですが、市の財政状況等もありますので、この辺につきましてはまた財政当局とご相談をしていきたいというふうに思っております。よろしく願います。

議長（塩原吉三君） 冬木一俊君。

3番（冬木一俊君） 最後に、市長に質問いたしますが、私たち美九里の議員ということで、この可燃ごみの受け入れに当たりましては地元説明会ということで今の区長に呼ばれまして何回も会議に出席されているわけでございます。そういった中で、一番の問題ですが、当時三本木地区には10万円ということで公害対策費が盛り込まれてございました。それで、当時の市長が一律10%ということで9万円にいたしました。そのことについて、非常にほかの補助金と一緒にされたという認識がございまして、苦勞した経緯がございまして、今回35万円ということで三本木とも市は覚書を交わしました。また、今、ここに計上されてありますとおり25万円ということで周辺5地区とも覚書が交わされたという認識でございます。その点について、私はこの補助金に対してはほかの補助金や交付金と性格上全然違う補助金だというふうに認識しておりますが、その点について市長はこの問題についてどのように考えておられるのかお聞かせを願ひまして、私の質問を終わります。よろしく願ひします。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 美九里地区、特に三本木地区の皆さんには清掃センターの運営につきまし

で大変ご協力、ご理解をいただいておりますことをまずもって感謝を申し上げたいと思っております。そして、今度の新町の可燃ごみを受け入れることにつきましても、大変ご理解をいただきまして感謝を申し上げているところでございます。ただいまご指摘の35万円という美九里地区の補助金でございますが、たしか公文書の中にその数字がきちっとあってあったと私は認識しておりますので、今後とも地域との約束という意味では守っていきたい、このように考えております。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 41ページの教育費でお願いいたします。文化財保護費の中の委託料で遺物レプリカの制作委託料ということで77万7,000円が減額になっていますけれども、現在のレプリカの制作状況と、でき上がった際の今度の展示ですか、そういった関係というのはどういうふうになるのか、まず1点お伺いをいたします。

それと、42ページ、公民館費の中の公民館の空調設備改修工事4,700万円というのが今回補正でのものでございますけれども、この工事というものがこういった形の内訳の工事になるのか、概略で結構ですのでお願いいたします。

以上です。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 最初に、1点目のレプリカの作成についてお答えをさせていただきます。

本年度につきましては、家型埴輪、これは昭和8年に白石稻荷山から出土したものでございます。これを3基作成するということで一応いたしております。そうした形の中で、77万7,000円が執行する中で減額になったということでございます。このレプリカにつきましては、これまで稻荷山出土の家型埴輪を既に2基つくってございます。これは、本来博物館が建設されますと、この核になる重要な遺物であります。現在国の国立博物館に収蔵展示されているものでございます。そういうことで、今後現在建設中の収蔵庫が完成した暁には、やはり変更の中で今回展示室を設けるわけですが、そこに展示する主たる遺物となる、こうご理解をいただければありがたいと思います。

それから、公民館の空調関係でございますが、この関係につきましては、議員もご案内のことではありますが、藤岡公民館は昭和57年に建設され、市民の社会教育の場としてこれまで使用されております。具体的には、建設後20年間経過をしたということで、非常に老朽化してしまっただけでなく、ちなみに今年の8月になりまして2回ほど故障し、何とか修理したのですが、9月に入りまして完全に修理不能というような結論になりまして、急遽予備費を充当しまして設計をし、今回設計がほぼまとまったということで補正予算の計

上をさせていただいております。ちなみに施設の内容であります、機械設備工事と電気設備工事に大きく区分できるかと思えます。

そうした中で、機械設備につきましてはヒートポンプ、これは屋外機ですけれども、藤岡公民館は3階建てでありますのでそれぞれ1階・2階・3階ということに一つずつ設置されます。それから、ヒートポンプの屋内機ですね、これは天井にセットするタイプですけれども、これを36基、これは現在の藤岡公民館で使用している部屋の数であるとか、部屋の規模に応じた個数であるとか、そういうことで36基です。現在は37基ついておりますが、見直しをした結果36基で済む、こういうことであります。それから、電気設備工事につきましては、当然変電設備といいますが、これはキューピクルというふうに言うのだそうですけれども、そういう設備、それから、起電力の引き込み設備、幹線の動力設備等々合わせまして、総額4,700万円ということですので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

議 長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 1点目のレプリカの方は非常によいものができるのではないかとということで、結構なことだと思います。今の公民館の方の関係なのですからけれども、電気設備と機械ですか、これは別の発注という形になるのでしょうか。それと、電気設備の方の金額と機械の内訳というのは、4,700万円のうちのどういう按分になっているのか。20年経っての老朽化というふうにあります、建物の補修とかはこの中に入っているのでしょうか。よろしくお願ひします。

議 長（塩原吉三君） 教育部長。

教育部長（斎藤稔一君） 自席からお答えをさせていただきます。

比率で申し上げますと、機械が約70%ぐらいになります。それから、電気設備工事が30%ぐらい、これは概数ですけれども、そんな状況ということでご理解をいただきたいと思えます。それと、この機械設備工事の中にやはり一部建築関係の補修といいますが、これも若干含まれているようです。

以上でございます。

議 長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 特に公民館というのは市の中央にもあります。そういった中で、機械と電気設備関係というのは当然分離して、細かな中で市内業者の育成を図る意味で分離発注をしていただくのがよいのではないかとと思えますけれども、その辺を最後に聞いて、質問いたします。

議 長（塩原吉三君） 教育部長。

教育部長（斎藤稔一君） 答弁漏れで申しわけございません。議員ご指摘のように、この関係につい

ては分離発注ということで今、事務を進めている最中でございます。

議 長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

三好徹明君。

- 1 番（三好徹明君） 今、茂木議員が質問しました点を私も質問しようと思いましたが、重複しますので設備関係についてはお聞きしません。公民館の設備改修工事ということでありますが、これは2年ほど前からかなりクーラー等に症状が出ていたということをお聞きしております。以前にもこのことについて触れたことがあります。たまたまそういうことが予算化できなかったということが今の公民館活動をされている市民の方々に不便をけているのだと思います。今年は、大変夏が暑く、暖冬かと思ったら厳冬になりそうだと聞いておりますけれども、この12月から暖房が必要な時期どのように対応されているのかお聞きします。

議 長（塩原吉三君） 教育部長。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 議員ご指摘のように、いろいろこの関係では市民にご不便をおかけしているところで、まことに申しわけなく思っております。特にこれから寒さ厳しい状況が当然そこに生じるわけですが、この関係につきましては現在学校等で所有しておりますストーブ20台、それから、今回備品購入費ということで公民館費の中に16万7,000円を見込んでございますが、ここでストーブ8台、計28台を急遽この冬期間の対策ということで対応していく、こういうことで考えております。よろしくお願いたします。

議 長（塩原吉三君） 三好徹明君。

- 1 番（三好徹明君） 私も公民館を利用してきました。特に3階等の大会議室はかなり空間が広いものですから、利用するとき大勢の方が来られたときにはかなりこのストーブでは大変ではないか。また、この運搬等管理等も大変支障を来すのではないかと心配しております。これも、ひとえに箱物行政に予算がみんな突っ込まれてしまったために、足元の市民が本来毎日使うところに予算等の目が向けられなかったことがこのような事態を来したのではないかと私は認識しております。今後そのようなことのないように、本当の意味の生活感動が我々に訪れるように執行部の皆様には十分な目配りをお願いして、質問を終わります。

議 長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第77号平成14年度藤岡市一般会計補正予算（第2号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時7分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第13 議案第78号 平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

議長（塩原吉三君） 日程第13、議案第78号平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 議案第78号平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に示したとおり、歳入歳出それぞれ152万7,000円を追加し、44億5,788万2,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、今回の補正を含め4.4%の伸びとなっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第1款総務費では、第1項総

務管理費で152万7,000円の追加であります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入についてご説明申し上げます。第7款繰入金では、第2項基金繰入金で152万7,000円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第78号平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第79号 平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）

議長（塩原吉三君） 日程第14、議案第79号平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 議案第79号平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条で示したとおり、歳入歳出それぞれ1億6,334万2,000円を追加し、25億3,256万5,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、今回の補正により7.9%の伸びとなっております。

次に、事項別明細について、歳出からご説明申し上げます。第1款の総務費では、第1項総務管理費において4万円の追加であります。次に、第2款の保険給付費では、第1項介護サービス費のうち、居宅介護サービス給付費が1億4,511万3,000円の追加となります。また、第2項支援サービス費では、居宅支援サービス給付費が1,785万2,000円の追加となります。第6款諸支出金では、第1項償還金及び還付加算金の介護給付費償還金が33万7,000円の追加となります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入について申し上げます。第3款の国庫支出金では、第1項国庫負担金の介護給付費負担金が3,259万3,000円追加、第2項国庫補助金では調整交付金32万7,000円が追加されます。次に、第4款の支払基金交付金では、介護給付費交付金として5,377万8,000円が追加。第5款の県支出金では、第1項県負担金として2,037万1,000円が追加となります。また、第7款の繰入金では、第1項一般会計繰入金としまして2,041万1,000円、第2項基金繰入金では介護給付費準備金繰入金を3,586万2,000円と、それぞれ追加するものでございます。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 58ページの1億4,511万3,000円ですか、居宅介護サービス給付費の内訳というのは、この1億4,000万円増えて介護給付費関係が年度当初たしか22億円ぐらいだったのが、もう24億円ぐらいと非常に大きくなっていますけれども、これは居宅介護サービスを受ける人が単純に増加しているのかどうか。また、保険給付費の内容等の改正があったのかどうか。それと、今回保険給付の方が来年度から引き下げになることとなりますけれども、いわゆる介護保険料についてはこのままいった場合については来年、再来年度等には800円から1,600円ぐらいの値上げが必要なのではないかということを私は懸念しておりましたけれども、保険給付費の引き下げが仮に行われた場合については、本市における介護保険料というのは据え置きというか、値上げをしなくても済むのではないかと、その辺の見解をお聞きいたします。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 今回の居宅介護サービス費等の増額の関係でございますが、まず、これらについて説明させていただきたいと思います。

介護保険の認定件数、また、給付人数につきましては平成12年度末が1,138件、平成13年度末におきましては1,271件、133件の増となっております。また、平成14年10月現在におきましては1,426件と155件の増となり、かなり増となっております。また、給付状況を見ますと、平成13年度末につきましては1,085件、平成14年10月におきましては1,177件ということで、92件の増となっております。

今回の補正で増の主だった理由でございますが、まず、一番大きな関係につきましては痴呆対応型の共同生活介護、グループホームの関係が一番増えております。主な理由といたしましては、制度開始時におきましては市内にはグループホームはございませんでした。また、現在につきましては、3事業所の50人と利用者につきましても、近隣の市町村にもかなりグループホームも増えておるところでございます。平成14年2月現在では25人おりましたが、それ以降4月には35人、10月には50人ということで、かなりの急増ということで増えております。そうした中におきまして、当初におきましては6,703万2,000円を計上させていただきましたが、223%、8,238万2,348円の増ということで1億4,941万4,348円ということで計上させていただきました。

続いて、2番目に大きい関係につきましては、短期入所生活介護、いわゆるショートステイの関係が増えてございます。その関係につきましては、まず、今までの制度上の違いがございます。前につきましては、限度といたしまして6カ月の期間の中でショートステイとその他のサービス介護、それらをあわせた中での使用という形になっておりましたが、それが平成14年1月から一本化となりまして、ほかのサービスを使わなくてもショートステイだけでも全部の限度を消化できる、そういう形でショートステイの利用が容易になるということで利用が急増してまいりました。そうした中で、当初予算が1億267万9,200円、補正後につきましては1億4,359万9,050円で4,091万9,850円の増ということで計上させていただきました。

次に、大きな関係につきましては、通所介護が増えております。スタート時におきましては、5事業所120人の定員でございましたが、今現在は8事業所となりまして、定員につきましても50人の増加となっております。利用数についても利用度が高まりまして増えております。また、新規三入につきましては、特養とかでやる通所介護と単独にやります通所介護につきましては、単独型のものが単価的に高いということがございます。そ

うということによります新規三入というものがございまして、それらにつきましても増えている現状でございます。当初予算といたしまして1億8,095万8,000円、また、補正後といたしましては1億9,853万3,312円、110%という形の中で10%の増となり、1,757万3,312円増えております。それらが主だった理由でございます。また、先ほど茂木議員の方からご指摘のありました介護の改正の関係でございますが、先ほど申しましたとおり介護利用がショートステイ等について平成14年1月から変わったとか、そういう部分がございます。

また、きょうの朝日新聞の中でもちょっと見たのですが、介護保険の改正というものが来年4月から変わるということで報じられておりました。まだ、細部については来ていないのですが、考え方としましては今まで福祉施設入所につきましては単価が高い状況でございました。また、逆に居宅サービス・訪問サービス等訪問介護、それらの訪問的なものについては単価が安いということで設定されておりましたのが、その辺を見直しまして施設面を下げまして訪問関係を高く見る。また、介護支援センターの中で当然ケアマネージャーがケアプランを立てるわけですが、今までの単価が低いということの中で大体支援センターのやっております経営状況等も大部分がケアプランを立てるに当たって赤字になっているという現状がございます。

そうした現状を見た中で、今回来年度からはケアプランを立てる支援センター、それらについても単価を引き上げるということでお聞きしております。細部については、まだ国の方から示されておられませんので、その辺についてはわかっておりません。ですから、また来年度にそれが影響するかということは施設面の方が単価が下がるということで、当然その辺については今後の改正をするに当たってはプラス要因となっております。ただ、利用度はかなり高まっておりますので、今の金額をそのまま継続するということは困難な状況だと考えております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 介護保険のこのような急激な伸びというのは、ある程度想定された中で老人保健などは毎年1億円以上の拠出金を一般会計から繰り出しているわけですが、今回についてもこういった中で、いわゆるグループホームなどはもう当然市の方では許可をしていないということで、増大するそういった需要に対する歯止めというものが正直行政の方がずっと遅れてしまっているわけです。そうした中で、いわゆる支援サービス事業がどんどん膨らんでいってしまうということで、今言った支援センター自体は経営は赤字だ。ただ、訪問介護をしている人たちにしてみると、単価が下がることによって、それだけでなく介護福祉士さん関係については非常に困難な、いわゆる給料も下がってしまう。

つまりサービスも低下する中でどんどん需要が増えていってしまう。

そういったものに関して、今の藤岡市の保険料、1人当たり2,800円程度の基本の中で、もうやっていけないということが明白である以上、このままいった場合についてはもう値上げはやむを得ないのだ、そういったものを市民の中に、特に介護を受ける人、保険料を払う人にきちっと明確な説明がないと今の需要は増すばかりであるし、そういった中で今度それをケアする人たちの報酬自体は下がっていくという非常におかしな状況というのが出てくるわけです。そういった面で、今の説明ですと、聞いていても非常にわかりにくいところがあると思いますので、現実には今の保険料でできる範囲内、グループホームはもうこれ以上できない。そのほかにかわるもの、例えば藤岡市の老人センターに併設しているセンターの利用状況とか、そういった面を総合的に考えて保険料を抑えられるのか、それとも上げて、なおかつそういった給付の低下を招かないようにするのか、その辺の方針がどうなるのかお聞かせください。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） まず、保険料の関係でございますが、平成15年度から平成17年度の関係で当然今後改正していかなければならないということでございます。そういった中で、今後保険料を決めるに当たりましては、3カ年の介護保険料の総額で当然決まるわけでございます。その給付費の推計に当たりましては、平成13年度10月のサービスの実績とか、平均利用金額、それらの給付の伸び、また、平成15年度から平成17年度までの推計されます利用人数、推計利用回数をもとに今後算出していかなければならないと考えております。そうした中におきまして、当然先ほども言いましたとおり施設関係がございます。今、考えられます施設面につきましては、国・県との施設の増床等のかかわり合いもございます。現在予定しておりますのが、今後の特養整備計画の中におきましては平成15年度に新町に50床が新設されます。

また、平成16年度の関係につきましては、当初国の方におきまして平成17年度に藤岡市に50床ということで計画が繰り上げという形で決まっております。そのほかグループホームの関係もございます。グループホームにつきましても、市といたしましては極力全面的にそれを拒否するというわけにはいかない、そういうことだと思います。ですから、今後これらにつきましては、十分検討する課題であるということで考えております。また、今後の介護保険関係につきましても、当然それらの利用状況等を踏まえた中でやっていかなければならないということで考えておりますので、現状の中で今の介護保険料を維持するということはちょっと難しい段階であると今、見ております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 今の平成17年度の前倒しの50床というのはつどいかと思いますけれども、私などもそういったいろいろな所を回っていく中で、みどりの園なども実際には給付施設、いわゆるいろいろな形で施設を増やした中で経営の安定を図っていきたいというのが、恐らく各施設の状況だと思うのです。需要はあるのです。伸びる一方なのです。毎年50人・100人という中で増えていってしまう。それで、今の見解だと、今の保険料では無理がある。施設はもっと増やしたい。そうすると、保険の内容を下げていかないことには、正直な話、どう考えても回らないわけですね。施設をつくりたい所は市内に各所あるし、グループホームについては、つい先ほどまでは私はもう藤岡市では新たな認可はしないというふうに聞いておりましたけれども、その辺ももしどうしてもということであれば認める。一つのグループホームができれば、そこで当然給付費がすぐ1,000万円や2,000万円追加になるわけですから、そういうことを考えたときに抜本的な中に市の施設をもっときちっと見直して、施設を利用しやすいように人員がもっと効果的に回るような形のものが今後必要になると思うのです。藤岡市もいろいろな中でばたばた建てました。その中の運用面で、今後市として市民サービスが低下しないように運営していけるのかどうかをお聞きいたします。現状がわからないので、保険料の方はしばらくいいです。要は、今後どういうふうに対応して市民サービスの向上を図るのか。その点を最後にお聞きして、終わりにします。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 今後の方針ということでございますが、現在考えていることにつきましては単価的なことを申しますと、居宅サービスと施設サービスに分けた場合については当然居宅サービス関係の方が単価が低い。その中におきまして、今後考えるのは、いかに介護関係を訪問介護とか、そういう中で伸ばしていくか。また、施設については、現在の前の議会でも申しましたが、147人の待機している者等もございます。ですから、それらをあわせました中で、今後につきましてはできるだけ居宅介護を拡大し、また、サービスをどう充実していくか、それらが一番問題であり、また解決していかなければならない問題ではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号については、会議規則

第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よつて、議案第79号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第79号平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よつて、議案第79号は原案のとおり可決されました。

第15 議案第80号 平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算

(第1号)

議長(塩原吉三君) 日程第15、議案第80号平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願ひます。

(教育部長 斎藤稔一君登壇)

教育部長(斎藤稔一君) 議案第80号平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で定めてありますように、歳入歳出それぞれ110万円を追加し、総額5億5,574万8,000円とするものであります。当初予算に比較いたしますと、0.2%の増額となっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第1款の総務費では、第1項総務管理費、第2目小学校運営費の修繕料で20万円、第3目中学校運営費の修繕料で90万円のそれぞれ追加であります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入のご説明を申し上げます。第2款の繰入金では、一般会計繰入金で110万円を増額するものであります。

以上簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則
第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第80号については委員会付託を省
略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第80号平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計
補正予算(第1号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されまし
た。

第16 議案第81号 平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算 (第1号)

議 長(塩原吉三君) 日程第16、議案第81号平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補
正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

(上下水道部長 堀口 寿君登壇)

上下水道部長(堀口 寿君) 議案第81号平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第
1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に定めてありますとおり、歳入歳出それぞれ62万4,000円
を追加し、総額1,669万7,000円とするものであります。当初予算に比較します
と、約3.9%の伸びとなっております。

次に、事項別明細について歳入よりご説明申し上げます。第3款繰入金は、第1項他会

計繰入金で54万円を減額し、第4款繰越金では、第1項繰越金で116万4,000円を増額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。第1款総務費は、第1項総務管理費で62万4,000円を増額するものであります。内訳であります、保険料2万4,000円、水源設備改修工事費60万円であります。

以上簡単であります、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第81号平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算（第1号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

第17 議員提出議案第4号 藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議案について

議長（塩原吉三君） 日程第17、議員提出議案第4号藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者久保信夫君の登壇を願います。

(2 4 番 久保信夫君登壇)

2 4 番 (久保信夫君) 藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議案について提案理由をご説明申し上げます。

議会の本来の機能は、執行機関の行財政運営や事務処理ないし事業の実施がすべて適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかを批判し、監視するところでもあります。そこで、議会と執行機関は、それぞれの権限を尊重しつつ、市政の発展に寄与してゆくべきとの見地から、本市議会は議会改革検討委員会を中心に議論を重ね、3 常任委員会制度の導入、議員の兼務報酬の廃止、政務調査費の条例化など、さまざまな議会改革を推進してまいりました。本市を含め、各地方自治体においては、市長が設置する附属機関である各種委員会、審議会、協議会に議員が就任している現状にあり、政策形成の段階における情報・資料の入手ができるなどメリットもあるものの、事実上、執行機関のもとに議員が取り込まれることは立法機関と執行機関のあり方からして民主的な地方制度の趣旨に反するものであります。このたび、議会改革検討委員会において、議員が行政の執行に係る附属機関等の委員に就任することの是非について調査研究を進め、その結果を踏まえ、対応を議員全員協議会で協議し、全会一致で平成 1 5 年 4 月 1 日から 5 2 にわたる各種委員会等については、委員として議員の立場から就任しないことを決しましたので、決議案を提出するものであります。市長をはじめ行政当局においては、この決議を踏まえ附属機関と各種委員会の設置目的を十分に生かされ、必要な措置を速やかにとられるよう要請するものであります。

それでは、案文を朗読いたします。

藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議。地方自治制度は、地方公共団体の意思決定機関である議会と、その意思の執行者である執行機関とが相互に牽制しながら均衡のとれた円滑な行政運営を確保しようとする制度である。地方分権の時代を迎えた今日、議会と執行機関はそれぞれの権限を尊重し、市政の発展に寄与することがますます重要となっている。よって、藤岡市議会は、議員が行政の執行に係る附属機関等各種委員会の委員に議員として就任することを下記のとおり制限する。

記。1、本決議における附属機関等各種委員会は別紙のとおりである。別紙、1 藤岡市消防賞じゅつ金審査委員会、2 藤岡市交通対策協議会、3 藤岡市防犯協会、4 藤岡市国民健康保険運営協議会、5 藤岡市環境審議会、6 藤岡市廃棄物減量等推進審議会、7 藤岡市健康づくり推進協議会、8 藤岡市同和对策審議会、9 赤い羽根共同募金会大口募金推進委員会、1 0 社会を明るくする運動藤岡市実施委員会、1 1 藤岡市戦没者追悼式実施委員会、1 2 藤岡市障害者福祉事業推進委員会、1 3 藤岡まつり実行委員会、1 4 ふじの里づくり

推進委員会、15 藤岡市融資審査会、16 藤岡市観光協会、17 藤岡市勤労青少年ホーム運営委員会、18 (財) 藤岡市開発協会評議委員、19 (財) 藤岡市開発協会理事会、20 藤岡市土地開発公社、21 藤岡市企業誘致促進審議会、22 藤岡市農業振興地域促進協議会、23 藤岡市園芸協会、24 藤岡市農業農村活性化推進機構、25 藤岡市市営住宅入居者選考委員会、26 藤岡市奨学資金運営委員会、27 社会教育委員、28 藤岡市モデル類似旅館建築等審議会、29 藤岡市青少年センター運営協議会、30 藤岡市同和教育推進委員会、31 毛野国白石丘陵公園建設委員会、32 (仮称) 郷土博物館建設専門委員会、33 藤岡竹沼健康マラソン実行委員会、34 藤岡市高校サッカーフェスティバル実行委員会、35 藤岡市学校給食センター運営委員会、36 藤岡市公民館運営審議会、37 藤岡市善意の会、38 市民夏期大学実施委員会、39 関孝和先生顕彰全日本珠算競技大会実施委員会、40 藤岡市立図書館協議会、41 財団法人藤岡市文化振興事業団理事、42 財団法人藤岡市文化振興事業団評議委員、43 藤岡市郷土資料館運営審議会、44 藤岡市表彰審査会、45 在藤官公庁連絡協議会、46 藤岡市姉妹都市交流委員会、47 市政懇話会、48 藤岡市総合計画審議会、49 高崎線北藤岡駅設置促進期成同盟会、50 藤岡市国際交流協会、51 主要地方道前橋長瀬線B P整備促進期成同盟会、52 社会福祉協議会。

2、議員は、本決議の目的に従って別紙に掲げる委員会等の委員に平成15年4月1日から就任しないものとする。

3、各執行機関の長は、附属機関等各種委員会から答申または報告を受けたときは、当該委員会等に係る資料を添えて議長に速やかに通知されたい。

4、決議後、法律等の改正及び付属機関等各種委員会の委員就任について疑義が生じたときは、議会改革検討委員会において協議するものとする。上記のとおり決議する。

以上であります。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第4号藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議案について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

第18 請願・陳情について

議長（塩原吉三君） 日程第18、請願・陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号から第3号、陳情第9号については、文書表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成14年第5回市議会定例会

請 願 文 書 表

（12月定例会）

請願番号	受付年月日	請願者住所・氏名	件 名	付託委員会
1	14.11.29	藤岡市藤岡1656-10 須野原 次 夫 紹介議員 金 井 壽	群馬大学教育学部の存置に関する意見書の提出についての 請願	総 務 常任委員会
2	14.11.29	藤岡市藤岡539-26 生活クラブ生活協同組合 藤岡地区 代 表 塚 本 知 子 紹介議員 大 戸 敏 子	「遺伝子組み換えイネ」を学 校給食に使用しないこと、並 びに「遺伝子組み換えイネ」 を食品及び飼料として承認し ないよう国への意見書提出を 求める請願書	経済建設 常任委員会

請願番号	受付年月日	請願者住所・氏名	件名	付託委員会
3	14.11.29	藤岡市藤岡539-26 生活クラブ生活協同組合 藤岡地区 代表 塚本知子 紹介議員 大戸敏子	遺伝子組み換え食品の表示に 関して国への意見書提出を求 める請願書	教務厚生 常任委員会

平成14年第5回市議会定例会

陳情文書表

(12月定例会)

陳情番号	受付年月日	陳情者住所・氏名	件名	付託委員会
9	14.11.25	佐波郡玉村町斎田450-2 全群馬退職教職員の会 会長 田村佐太郎 外1団体	群馬大学教育学部の存続を求 める陳情書	総務 常任委員会

休会の件

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。議事の都合により12月11日から12月15日までと12月18日の6日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、12月11日から12月15日までと12月18日の6日間休会することに決しました。

散会

議長(塩原吉三君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後1時54分散会

